

### 第3回代議員定数等検討委員会の概要

日時 2022年9月12日(月)13:00~16:00

場所 日図協 2F 研修室、オンライン (Zoom 併用)

参加状況 委員参加18名、欠席1名、事務局2名 外部招聘者なし  
(今回から総務部磯田さんが当委員会事務局に加わる)

今回の内容 定款改正提案への中山監事の見解と、代議員の役割

#### 配布資料

- ・定款(抜粋)「第4章 代議員及び代議員総会」
- ・2008年度(第2回)理事会議事録(図書館雑誌2009.5.)
- ・2009年度(第1回)評議員会議事録(図書館雑誌2009.8.)
- ・2010年度(第1回)理事会議事録(図書館雑誌2010.8.)
- ・「公益認定法人への移行について」(2010.5.28.総会資料)
- ・「新たな公益法人への移行について」(2011.3.18.評議員会資料)
- ・2021年度通算第3回(臨時第1回)理事会議事録(2021.8.)

#### 1 第2回委員会報告の内容について

第2回委員会を欠席した委員から、委員会報告の内容に関する質問。

委員会運営の手続き、委員会の運営方法等について改めて確認した。

#### 2 ワーキンググループ報告に基づく定款改正提案に対する中山監事の見解について

委員会から中山監事に第3回委員会への参加を招聘したが、かなえられなかった経緯を事務局から説明。

最終報告の方向が見えてきた適切な時期に、中山監事を含む顧問弁護士等の専門家に意見を求めることとした。

定款改正に対する中山監事の見解がよく分かる資料、「2021年度通算第3回(臨時第1回)理事会議事録(2021.8.)」の第4号議案の部分を各自再読。

- ・当該理事会の場に出席していた各委員から補足説明。その後質疑。

監事の役割、定款と選挙規程に関する考え方、定款改正案に対する中山監事の意見の趣旨等を確認した。

#### 以下は主な意見、確認事項

監事の役割→物事が決するとき法に照らして判断を伝える。監事はあくまでも理事会を監視する立場。

顧問弁護士の意見→定款で代議員の人数が決まらないことが一番の問題。

定款は上位規範、選挙規程は下位規範と考えられるが、一般的に下位規範を守るために上位規範を変更するのはおかしい。→当委員会は両方を合わせて検討するので、このことには該当しない。

・中山監事の考えの骨子は、定款で代議員の数を決められないのはおかしいということと、上位規範と下位規範の原則を重視すべきということ。特に、定款に「選挙区ごとに」を追加する修正では、選挙規程で代議員の数等を決めることになってしまうので、結局理事会に決定権があることになり、それは認められないということ。

(説明 定款に「選挙区ごとに」という言葉があっても、その選挙区を選挙規程で決めることになっているので、選挙規程を決める理事会に決定権があることになってしまう。)

内閣府によれば、現状は定款に定められているより代議員が多い状況なので、会員の利益ということになり、違法状態とはいえないのではないか。→会員の権利を損なわないという視点が重要。今回定款と選挙規程を合わせて検討することで、望ましい形にしたい。

### 3 代議員の役割（委員から出された意見）

全会員による総会が不可能なので、代議員が代表している。

・代議員は総会での議決に際し選出母体の事情を考慮する必要があり、地域の事情をよく理解したうえで代議員になるべき。

県内の会員に代議員総会で決まったことを伝える。メーリングリストを作って情報提供している例あり。

個人選出代議員には地方の意見を吸い上げる役割がある。公共図書館は「土地の事情と公衆の要望」に沿うべき、というのが都道府県選出の根拠であり、代議員は土地の事情に即した意見を総会で言うことができる。

代議員には日図協の目的に沿って会員の意見を吸い上げる役割がある。

元々学校図書館に勤務しており、代議員になったことで県内の動きがわかるようになった。施設会員は自分の守備範囲が明確だが、個人会員は範囲が広く、都道府県をまとめるのは大変。

各地域で横のつながりをつくる仕組みを考える必要がある。

・定款 19 条（代議員総会の権限）に地方の活動は入っていない。公益法人法の考え方は、運営は理事の役割で、それを監督するのが代議員。代議員は運営に意見を言うことはできるが、運営することは役割ではない。

代議員総会で協会の事業について発言すべき。

代議員総会は、議案の承認と報告事項の検討だけではなく、自ら意見交換することもできる。

公益法人における代議員の役割として、理事の管理監督ということをはじめて知った。定款に手続き論ばかりで代議員の役割が記されていないことが問題ではないか。

(その他の関連意見)

都道府県代表の意見は重要ということが、現行制度に反映されていない。個人会員は都道府県別で、施設会員とは分けて考えるべき。

館長等の管理職を含めて図書館員が日図協を知らないので広報する必要がある。

日図協は日本の図書館のナショナルセンターである。その定款第3条には目的として「文化の進展を支える」とある。会員減が大きな課題だが、会員を増やす方法を考えるなど、発展のための本来の役割を果たすべき。

日本看護協会の例では、各都道府県の協会が支部となっており、そういうやり方も考えられる。

コロナ禍で全国大会後の会員の集いも開くことができず、会員の意見を聴く場がなくなっている。

会員の意見交換の場、会員の意見を聴く場を、総会とは別に設ける必要がある。

・次の代議員を前任者が一本釣りするには、都道府県(または地方)単位の支部が母体として必要。代議員に地域をまとめる役割を担わせて派どうか。

#### 4 公開用委員会ホームページの構成について

会員向けに委員会のHPを作成する。(原案)

広く質問や意見を募集する。質問フォームを設ける。質問は会員以外からも受け付ける。

個々の質問には返信しない。ただし、必要によりHPで、質問とその回答を掲載する。